

昭和二十三年政令第七十四号

児童福祉法施行令

目次

- 第一次 第一章 総則（第一条—第三条の二）
- 第二章 保育士（第四条—第二十一条）
- 第三章 福祉の保障（第二十二条—第三十四条）
- 第四章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条—第三十八条）
- 第五章 費用（第三十九条—第四十四条）
- 第六章 審査請求（第四十四条の二—第四十四条の七）
- 第七章 雜則（第四十四条の八—第四十七条）
- 附則

第一章 総則

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二（第二項第二号の政令で定める者は、同項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二条第一項第二号ロにおいて同じ。）にかかる児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二条第一項において同じ。）を受けているものとする。）を受けているものとする。

第一条の二 法第六条の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

法第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、次の各号のいずれかに掲げる者であるものとする。

一 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第三十三

条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者

二 前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める教育施設への入学が予定されている者であること。

二 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職のための就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行つてゐる者であること。

四 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行ふことが困難な者であること。

第一条の三 法第十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関（以下この号において「関係機関等」という。）

二 とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

第一条の四 法第十二条の三第七項の政令で定める基準は、同項の所員の数が第三条第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を二で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したこととする。

第二条 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の数が、次の各号に掲げる業務を行つてゐる児童福祉司の数として当該各号に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したこととする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務イ及びロに掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

- 口 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数
- (1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数
 - (2) 当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均として内閣府令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数
- 二 法第十二条第一項第二号トに規定する里親に関する業務　当該都道府県が設置する児童相談所の数
- 三 法第十三条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整　都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
- 法第十三条第七項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同項に規定する指導教育担当児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることとする。
- 第三条の二** 法第十三条第三項第二号の施設又は講習会（以下「」の条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、内閣府令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。
- 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。
- 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（内閣府令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。
- 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の内閣府令で定めるもの以外のものであつて内閣府令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。
- 法第十三条第三項第二号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 法第十三条第三項第二号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に關し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 前項の規定による検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく内閣府令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。
- 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めるときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、内閣府令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。
- ## 第二章 保育士
- 第四条** 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百八十二条の規定
 - 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百六十一号及び第一百六十四条の規定
 - 三 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定
 - 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定
 - 五 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定
 - 六 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一条の規定
 - 七 児童虐待の防止等に関する法律第十七条及び第十八条の規定
 - 八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第六章の規定
 - 九 平成二十二年度等における子ども手当の支給等に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定
 - 十 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定
 - 十一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十八条から第八十条までの規定
 - 十二 國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第十五項及び第十七条の規定

十三
十四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号) 第五章の規定
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和元年法律第十二号)

。及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）、第三条及び第四条（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）、第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影

指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書類（定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。）

ない。
指定保育士養成施設の設置者は、第二項の申請書の記載事項
(前項の内閣府令で定めるもの以外のものであつて内閣府令で定めるものに限る。)に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算

して一月以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく内閣府令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めるときは、学年の開始月二月前までに、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
指定保育士養成施設の設置者は、去第十一、二、三の規定による要件と備える者たる場合は、内閣府令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、内閣府令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請

都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

都道府県知事は第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
申請者が、第十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、次のいづれかに該当する者があること。
イ 去こ違反して、又は寺区法第十二条の五第五項告くは第十七項から第十九項までの規定により、刑こ処せうて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して

二年を経過しない者
去第一、第二の記載の日より算し、二つ算定の日、つまり第三の記載の日

ハ特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第九条 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

第十一條 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、試験事務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した附箋を備え、これを保存しなければならない。

第十二条 都道府県知事は、指定試験機関が第七条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。
都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 法第十八条の十二項（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、法第十八条の十三第一項又は法第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

四 三
法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
第七条第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

第六五
第九条 第九条又は第十一条の規定に違反したとき
次条第一項の条件に違反したとき。

- 七 特区法施行令第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。
- 第十三条** 法第十八条の九第一項、法第十八条の十第一項、法第十八条の十三第一項若しくは法第十八条の十四又は第十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 第十四条** 都道府県知事は、指定試験機関が第十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 第十五条** 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 法第十八条の九第一項の規定による指定をしたとき。
 - 二 第十二条の規定による許可をしたとき。
 - 三 第十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わぬこととするとき。
- 第十六条** 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法第十八条の六各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）に提出しなければならない。
- 第十七条** 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、登録証の書換え交付を申請しなければならない。
- 前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事実を証する書類及び登録証を添え、これを登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。
- 第十八条** 保育士は、登録証を破り、汚し、又は失つたときは、登録証の再交付を申請することができる。
- 前項の申請をするには、申請書を登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。
- 第十九条** 保育士は、第一項の申請をした後、失つた登録証を発見したときは、速やかに、これを登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。
- 第二十条** 保育士は、登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。
- 前項の申請をするには、申請書にその登録証を添えなければならない。
- 第二十一条** この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士について、登録の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、登録を行つた都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。
- 第三章 福祉の保障**
- 第二十二条** 法第十九条の二第二項第一号の政令で定める額（次項において「小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び第二十二条の三において同じ。）又は医療費支給認定患者（法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定患者をいう。以下この条及び第二十二条の三において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 次号から第七号までに掲げる者以外の者 一万五千円
 - 二 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。） 一万円
- イ 医療費支給認定**（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。）についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者
- ロ 医療費支給認定**に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援をいう。（法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額治療継続者」という。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「療養負担過重患者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者
- 三 医療費支給認定**に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万千円未満（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万円未満）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）五千円

四 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）二千五百円

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾

病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者をいう。次号において同じ。）

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者をいう。次号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者をいう。次号において同じ。）

五 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年（前年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年（前年）に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）

六 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号に掲げる者を除く。）五百円

七 次のイ又はロに掲げる者 零

イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号に掲げる者を除く。）五百円

ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号に掲げる者を除く。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者の区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

第二十二条の二 法第十九条の三第八項の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、同条第一項に規定する指定医が同項に規定する診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により同項の申請を同条第八項に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。

第二十二条の三 法第十九条の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が法第十九条の三第一項又は第十九条の五第一項の規定による申請に虚偽の申請をしたときとする。

第二十二条の四 法第十九条の七、第二十一条の五の三十一及び第二十四条の一十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送受費、特別療養費及び高額療養費

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送受費及び高額療養費

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付

船員法（昭和二十一年法律第一百号）の規定による療養補償

災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養扶助金に限る。）

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養扶助金に限る。）

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）の規定による療養補償に限る。）

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第一百九号）の規定による療養給付

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費

家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及び高額療養費

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）の規定による療養補償

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十一号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

法第十九条の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。

第二十二条の六 法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百一十三号）

八 社会福祉法
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
十 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
十五 児童虐待の防止等に関する法律
十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
十七 認定こども園法
十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十九 子ども・子育て支援法
二十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
二十一 特区法（第十二条の五第五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
二十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

第二十二条の七 法第十九条の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 労働基準法第二百一十七条 第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第二百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百一十条（同法第十八条第七項及び第二十二条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十一条の規定（これららの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

四 第二十二条の八 法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の二第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九条の十第一項」と読み替えるものとする。

第二十二条の九 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）

三 特区法第二十二条の五第八項において準用する法

四 第二十二条の六各号（第二十一号を除く。）に掲げる法律

第五条の十 法第十九条の二十第三項（法第二十二条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

第二十二条の十一 法第二十二条の二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の十二	診療方針	診療方針及び診療報酬
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九条の三第十項		第二十二条の二において読み替えて準用する第十九条の十二
小児慢性特定疾病医療費	診療報酬	

第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 結核にかかっている児童のみを収容する一又は一区画にまとまつた二以上の病室を有し、かつ、その病室の収容定員がおおむね二十人以上であること。
二 結核の診療に相当の経験を有する医師を置き、かつ、結核の診療のために必要な設備を有すること。
三 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員を置き、かつ、図書、遊具等その療養生活の指導に必要な設備を有すること。

四 結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第八十一条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。

第二十三条の二 法第二十一条の四の十第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者（法第二十一条の四の三に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名小児慢性特定疾病関連情報（法第二十一条の四の二第一項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千百円とする。

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第二十一条の四の十第一項の規定により国立成育医療研究センター等（法第二十一条の四の九に規定する国立成育医療研究センター等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

第二十三条の三

法第二十一条の四の十第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 都道府県その他の法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者（法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者）に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行ふ者）
- 二 法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者（法第二十一条の四の二第一項第二号又は第三号に掲げる者）に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体
厚生労働大臣は、匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第二十一条の四の十第一項の手数料を免除する。

前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第二十一条の四の九の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、国立成育医療研究センター等が法第二十一条の四の二第一項の規定による匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、国立成育医療研究センター等）に提出しなければならない。

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号から第六号までに掲げる者を除く。） 四千六百円

三 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。）をいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）のうちに無償化対象通所児童（通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条及び第二十五条の二において同じ。）がいる通所給付決定保護者（次号から第六号までに掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童若しくは特例保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育をいう。）若しくは家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受ける児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号及び第六号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額）

イ ロに掲げる者以外の者 次の（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

（1） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

二において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、（前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第一号に掲げる所得割の額を合算した額が一十八万円未満であるもの イ（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

イ 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所給付決定保護者の通所給付決定基準者が二人以上いる場合を除く。）に係るものに限る。）である通所給付決定保護者 次の（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

（1） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（2） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者 次の（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

（1） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（2） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ハ 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

六 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、（前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の六第二号及び第二十五条の十三第一項において同じ。）に通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条 法第二十二条の五の四第一項第三号に規定する政令で定めるときは、通所給付決定保護者が、法第二十二条の五の六第一項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により法第二十二条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援（次条第二号において「基準該当通所支援」という。）を受けたときとする。

第二十五条の二 法第二十二条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

イ 第二十四条第一号に掲げる通所給付決定保護者 四千六百円

ロ 第二十四条第二号に掲げる通所給付決定保護者 三万七千二百円

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 次の（1）又は（2）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十二条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

- (2) 第二十四条第三号口に掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）
- 二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の（1）又は（2）に定める額
- (1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額
- ホ 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者（1）（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
- ホ 第二十四条第五号に掲げる通所給付決定保護者 次の（1）から（3）までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額
- (1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前最年長負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額
- (2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額
- ヘ 第二十四条第六号に掲げる通所給付決定保護者 零
- 二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからヘまでに定める額
- イ 口からヘまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハからヘまでに掲げる者を除く。）四千六百円
- ハ 負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決定保護者（三からヘまでに掲げる者を除く。）次の（1）又は（2）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ
- (1) 又は（2）に定める額
- (2) に掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）
- (2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護

者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

二 小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者（ホ及びヘに掲げる者を除く。）次の（1）又は（2）に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（2）に掲げる者以外の者 次の（i）及び（i-i）に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

（i）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（ii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く。）及び小学校就学前最年長児童である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（iii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

（2）通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（（1）（i）及び（i-i）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

（i）負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百一円未満であるもの（（ヘに掲げる者を除く。）次の（1）から（3）までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額）

（1）第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（i-i）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

（i）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（ii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

（iii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前最年長負担額算定基準者のうち最年長者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

（2）第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の（i）及び（i-i）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

（i）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

（ii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

（iii）通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援による法第二十二条の五の四第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）

（2）市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の三 法第二十二条の五の八第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定読み替える字句

第二十二条の五の六第二項前項の申請があつたときは、次条第一項に規定する通所支給要否決定を行うため

読み替える字句

第二十二条の五の八第二項の通所給付決定の変更の決定のために必要があると認めると

読み替える字句

第二十二条の五の八第二項の通所給付決定を行つたときは、当該申請

当該決定

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額をいう。

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十四条各号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）三万七千二百四
二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定

つて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零
二十五条の二 指定登録者又は愛事業者（去第二十一条の五の三に規定する指定登

第二十五条の二第一項に規定する指定障害児入院所施設（法第四十四条の二第一項に規定する指定障害児入院所）に於ける児童に対する治療行為は、児童の自らの意思によるものとする。

所施設をい。第二十七条の十一において同じ。又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をい。第二十七条の十八及び第四十

定める法律は、次のとおりとする。

精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）
公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

第二十二条の六第五号から第八号まで、第十一号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに係る法第二十一条の五の十五第三項第五号（法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の十九第二項

に於て満足する場合を含む)の政令で定める法律に沙のとおりとする精神保健福祉士法

二 公認心理師法

三 第二十二条の六各号に掲げる法律
二十五条の八 法第二十一条の五の十

第三第二項において準用する場合を含む。) 及び第二十四条の二十八第一項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) の政令で定める法律の規定

二五十三条の九 法第二十一条の五の十六第四項及び第二十二条の五の十九第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める使用人は、障害児通所支援

事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。）を管理する者とす
る。

二十一条の二十一の五の十六第四項の規定による技術的措置等に次の表のとおりとする
読み替える字句

二十二条の五の十五第一項
障害児通所支援事業を行う者 指定障害児通所支援事業者

法第二十一条の規定による技術的説明書は、次の表のとおりとする。

第二十二条の五の二十第一項の指定障害児通所支援事業者に係る第二十二条の五の三第一項の指定の変更の申請

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十四第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

三 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

四 公認心理師法 第二二二条の二第五号の第八号及び第一号の第一項第三項第一号から去律

第二十二条の六第五号から第八号まで及び第十二
二十二条の九第二号及び第三号に掲げる法律

指定障害児通所支援事業者のうち肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに係る法律第二十一条の五の二十四第一項第十一号の政令で定める法律は、次のとおりとする

二 健康保険法 第二条の六各号(第二十
二号を除く。)に掲げる法律

三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律

二五条の十三 法第十九条第一項に規定する当該通所給付決定管理者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上

「附月額」といひ、「は」は次の名号に掲げる通所給付決定保険の一次号から第四号までに掲げる者以外の者 四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び該当する場合における該当通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における該当通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）二万四千六百円

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の属する年の前年（指定通所支援の年）の前年（コトツノウニニ）を算定する。自該年三月三十日までの二月三十日までの内三ヶ月を合算（由テアラ）。

（一）中の公的年金等の収入金額は、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（北洋税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第二十九条第一項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第二項の規定により計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

該当する場合における当該通所給付決定保護者 零
次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」とする。
一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援（肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次号において同じ。）を行うものに限る。）に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

前項第一号に掲げる者 三万七千二百円
前項第二号に掲げる者 二万四千六百円

前項第三号に掲げる者 一万五千円

二 前項第四号に掲げる者 零

十に相当する額（前項各号に掲

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として内閣総理大臣が定める額

第二十五条の十四 法第二十一条の
公の規定中読み替える規定

第十九条の二十第一項

第十九条の二十第三項から第五項ま

第二十一条

第二十六条 法第二十一条の六に規定する通所支援の提供を委託して行うも

法第二十一条の六に規定する措

る行動規範又は同条第九項に規定する身体及び精神の状況並びにその置

法第二十一条の六に規定する措

第二十七条 削除

〔第二十七条の二 法第二十四条の二 負担上限月額〕 という。) は、次の

一 次号から第四号までに掲げる
入所給付決定保護者であつて

法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	肢体不自由児通所医療費
第十九条の二十第二項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	第二十一条の五の三十において準用する第十九条の十二
第二十一条	前条第二項の医療	肢体不自由児通所医療費
		第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療

三 負担額算定基準者（入所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうちに無償化対象入所児童（入所給付決定（法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七条の四において同じ。）に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをいう。以下この条において同じ。）がいる入所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）次のイ又はロに掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イロに掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係るものをいう。以下この条において同じ。）がいる入所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）次のイ又はロに定める額

同号に定める額とする。）

ロ 入所給付決定保護者であつて、当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの 入所給付決定保護者が同一の月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該入所給付決定保護者の入所給付決定に係る障害児（当該障害児が無償化対象入所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合は、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の五第一号及び第二十七条の十三第一項において同じ。）、入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者 零

第二十七条の三 法第二十四条の四第一項第三号の政令で定めるときは、入所給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申請に關し虚偽の申請をしたときとする。

第二十七条の四 高額障害児入所給付費は、利用者負担世帯合算額が高額障害児入所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額に入所給付決定保護者按分率（入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

入所給付決定保護者が（第二十七条の二第二号に掲げる者に限る。）が同一の月に受けたサービスに係る同項第五号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）、同条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額（当該入所給付決定保護者が支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）である場合における当該支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が特定保護者負担上限月額（その額が、当該支給決定障害者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条に規定する負担上限月額を下回るときは、当該負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入所給付決定保護者に対して高額障害児入所給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 当該入所給付決定保護者に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額を障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は支給決定障害者等である入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児入所給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に入所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児入所支援負担上限月額（当該入所給付決定保護者が通所給付決定保護者が通所給付決定保護者であるときは、障害児入所支援負担上限月額と当該通所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額のいづれか高い額）とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第二十五条の五第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を障害児保護者按分率（通所給付決定保護者又は支給決定障害者等である入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る同項第一号から第三号までに掲げる額を同項第一号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

第二十七条の五 前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の二各号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の六 特定入所障害児入所施設等をいう。以下この条及び第四十六条の三第二号において同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の内閣府令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住により算定した額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

内閣総理大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

第一項の規定にかかるらず、入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた入所給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える規定	読み替える字句
第二十四条の三第七項	入所給付決定保護者	入所給付決定保護者（第二十四条の七第一項の内閣府令で定める者に限る。以下この条において同じ。）
第二十四条の三第八項	当該指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）	当該指定障害児入所施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用
第二十四条の三第九項	前項	第二十四条の七第二項において準用する前項
第二十四条の三第十項	前条第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（指定入所支援の取扱いに関する部分に限る。）	児童福祉法施行令第二十七条の六第一項及び第三項の定め
第二十四条の三第十一項	前項	第二十四条の七第二項において準用する前項
第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二十一条の五の十五第三項	第一項の申請	第二十四条の九第一項の指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定の申請
第二十一条の五の十五第三項	次各号	第一号から第六号まで又は第八号から第十四号まで
第二十一条の五の十五第三項第二号	障害児通所支援事業所	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）
第二十一条の五の十五第三項第三号	第二十一条の五の十九第一項	第二十四条の十二第二項
第二十一条の五の十五第三項第三号	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の十二第二項
第二十一条の五の十五第三項第六号	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準
第二十一条の五の十五第三項第六号	障害児通所支援事業	障害児入所施設
第二十一条の五の二十四第一項又は	障害児通所支援事業所	第二十四条の十七又は
第二十一条の五の二十四第一項	指定障害児通所支援事業者の	指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の
第二十一条の五の二十四第一項	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児入所施設の設置者
第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出	当該事業の廃止	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止の届出	当該届出	当該指定の辞退
第二十一条の五の二十第四項	当該届出	当該辞退
第二十一条の五の十五第三項第十号	第二十一条の五の二十二第一項	第二十四条の十五第一項
第二十一条の五の二十四第一項	第二十一条の五の二十四第一項	第二十四条の十七
第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止	当該事業の廃止	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
第二十一条の五の二十第四項	当該届出	当該指定の辞退
第二十一条の五の十五第三項第十一号	第二十一条の五の二十第四項	第二十四条の十四
第二十一条の五の十五第三項第十一号	事業の廃止の届出	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
第二十一条の五の十五第三項第十一号	当該事業の廃止について	当該指定の辞退について
第二十一条の五の十五第三項第十二号	当該届出	当該辞退
第二十一条の五の十五第三項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援
第二十七条の九 法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）を管理する者とする。	第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号	障害児通所支援事業者	障害児入所施設
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号	当該指定障害児通所支援事業者	第二十四条の十七又は
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十号	障害児通所支援事業所	第二十四条の十七又は
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十一号	指定障害児通所支援事業者の	第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の設置者
第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第十二号	当該届出	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
第二十七条の十一 指定障害児入所施設、障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	当該届出	当該指定の辞退
一 第二十二条の六第五号から第八号まで及び第十号から第十九号までに掲げる法律	当該届出	当該辞退
二 第二十五条の十二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律	当該届出	当該指定の辞退
三 第二十五条の十二第二項第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律	当該届出	当該指定の辞退
第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	当該事業の廃止について	当該事業の廃止について
法の規定中読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十六第一項	第二十一条の五の十八第三項	第二十四条の十一第三項
第二十一条の五の二十六第二項第一号	掲げる指定障害児通所支援事業者	掲げる指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この条から第二十一条の五の二十八までにおいて同じ。）の設置者
第二十一条の五の二十六第二項第二号	の指定障害児通所支援事業者	の指定障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。次号及び次条において同じ。）の設置者
第二十一条の五の二十六第四項	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
第二十一条の五の二十七第一項	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者
障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業所	指定障害児入所施設の設置者
指定通所支援	障害児入所施設	指定入所支援（第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）

第二十一条の五の十五第三項第三号	第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の運営に関する基準の事業の設備及び運営に関する基準
第二十一条の五の十五第三項第六号	障害児通所支援事業所 障害児通所支援事業者
第二十一条の五の十五第三項第七号	障害児通所支援事業所 指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の十五第三項第九号	当該指定障害児通所支援事業者 指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の十五第三項第十号	第二十二条の五の二十四第一項 第二十二条の五の二十四第一項
第二十一条の五の十五第三項第十一号	第二十二条の五の二十四第一項 第二十二条の五の二十四第一項
第二十一条の五の十五第三項第十二号	第二十二条の五の二十四第一項 第二十二条の五の二十四第一項
第二十一条の五の十五第三項第十三号	第五号から第六号まで、第九号から前号まで 第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号
第二十七条の十六	法第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の十九において同じ。）を管理する者とする。
第二十七条の十七	法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。 法の規定中読み替える規定
第二十四条の二十八第一項	読み替える規定
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項	読み替える規定
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第二号	読み替える規定
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号	読み替える規定
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第六号	読み替える規定
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第七号	読み替える規定

第二十四条の二十八第一項において準用する第二十一条の五の十五第三項第九号	第二十一条の五の二十四第一項	第二十四条の三十六
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十二条の五の十五第三項第十号	第二十二条の五の二十第四項	第二十四条の三十二第二項
第二十四条の二十八第二項において準用する第二十二条の五の十五第三項第十三号	第二十二条の五の二十二第一項	第二十四条の三十四第一項
第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	第二十七条の十九 法第二十四条の三十六第十一号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所を管理する者とする。	第二十四条の三十六
一 第二十二条の六第五号から第八号まで及び第十一号から第十九号までに掲げる法律	二 第二十五条の十二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律	二 第二十五条の十二第一項各号（第五号を除く。）に掲げる法律
都道府県知事	市町村長	都道府県知事
第二十一条の五の二十第四項	第二十四条の三十二第二項	第二十一条の五の二十第四項
障害児通所支援	障害児相談支援	障害児通所支援
第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号	第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号	第五号から第六号まで、第九号、第十号又は前号
第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の利用等若しくは措置に変更する場合においては、現にその保護に当たつての児童福祉施設の長、家庭的保育事業等を行う者又は法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。	第二十九条 都道府県知事は、法第六条の四第三号の規定により里親の認定をするには、法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、同項ただし書に規定する地方社会福祉審議会）とする。以下「都道府県児童福祉審議会」という。の意見を聽かなければならない。	第二十九条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第三号の規定により児童を里親に委託する措置を採った場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。
第三十条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第一号から第三号までの措置（同条第三項の規定により採るもの及び法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るもの）を除く。）若しくは法第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。	第三十一条 削除 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により届出をした者が当該児童とともに他の都道府県の区域内に居住地を変更したときは、直ちに、その者の新居住地の都道府県知事に、その旨及びその者の指導につき必要な事項を通知しなければならない。	第三十一条 削除 都道府県知事は、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で定める。
第三十二条 都道府県知事は、法第三十三条事業、養育里親及び児童福祉施設の規定により採るもの及び法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るもの）を除く。）若しくは法第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。	第三十三条 都道府県知事は、法第三十条第一項の規定により届出をした者が当該児童とともに他の都道府県の区域内に居住地を変更したときは、直ちに、その者の新居住地の都道府県知事に、その旨及びその者の指導につき必要な事項を通知しなければならない。	第三十二条 都道府県知事は、法第三十三条事業、養育里親及び児童福祉施設の規定により採るもの及び法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るもの）を除く。）若しくは法第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で定める。	第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で定める。	第三十四条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては内閣府令で定める。
第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号の政令で定める法律は、第二十二条の六第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律とする。	第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号の政令で定める法律の規定は、第二十二条の七各号に掲げる規定とする。	第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号の政令で定める法律の規定は、第二十二条の七各号に掲げる規定とする。
第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。	第三十五条の三 法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。	第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。
第三十五条の四 市町村長は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該家庭の保育事業等について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に關係者に対し質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認できる。	一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合	一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適當と認められる場合
二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必要しも必要でないと認められる場合	二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必要しも必要でないと認められる場合	二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必要しも必要でないと認められる場合
第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	一 児童扶養手当法	一 児童扶養手当法
二 特別児童扶養手当法	二 特別児童扶養手当法	二 特別児童扶養手当法
三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律	三 平成二十三年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法	三 平成二十三年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法

六 第二十二条の六第八号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十三号に掲げる法律

第三十六条 都道府県は、法第三十五条第二項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。

第三十六条の二 法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 学校教育法

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

三 第二十二条の六第七号、第八号、第十二号から第十九号まで及び第二十一号に掲げる法律

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十二条の七各号に掲げる規定とする。

第三十七条 国、都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び児童福祉施設の職員の養成施設は、法第四十九条の規定により、それぞれ内閣総理大臣、都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不適当と認められる場合

二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

第五章 費用

第三十九条 都道府県又は市町村の支弁する費用に対する国庫又は都道府県の負担又は補助に関しては、法第五十条から第五十五条までに規定するもののほか、この章の定めるところによる。

第四十条及び第四十一条 削除

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第五十条第五号に掲げる費用については、当該年度において現に法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額とする。

二 法第五十条第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。

三 法第五十条第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）を超えるときは、当該費用の額を控除するものとする。

四 法第五十条第六号、第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用（第六号及び第七号の規定による費用を除く。）については、内閣総理大臣が児童福祉施設、小規模住居型児童養育事業又は家庭的保育事業等の種類、入所定員又は利用定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設、小規模住居型児童養育事業又は家庭的保育事業等の職員の給与費、入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

五 法第五十条第六号の三に掲げる費用については、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。

六 法第五十条第六号の四に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号に規定する指導に係る児童の数等を考慮して定める基準によつて算定した当該指導に從事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）を超えるときは、当該費用の額とする。

七 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要した費用の額及び内閣総理大臣が定める基準によつて算定した知識技能を与える、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

八 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、内閣総理大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

九 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親支援センターにおいて行う法第十一条第四項に規定する里親支援事業に要する費用については、内閣総理大臣が里親支援センターの所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した当該里親支援事業に從事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

十 法第五十条第七号の三に掲げる費用については、児童自立生活援助を行なう場所の種類、当該場所の所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童自立生活援助事業に從事する職員の給与費、利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

十一 法第五十条第八号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

十二 法第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

十三 法第五十一条第二号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

十四 法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十二条の十八第一項に規定する家庭支援事業の種類等を考慮して定める基準によつて算定した当該家庭支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

十五 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。）の設置者が、法第四十六条第四項の規定により、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

三 児童福祉施設の設置者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

四 家庭的保育事業等を行う者が、法第五十八条第二項の規定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

五 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者が、法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十二条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

九 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行つ場所が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになつたとき。

十 負担金交付の手段で、負担金の交付を受けたとき。

十一 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

第四十四条 削除

第六章 審査請求

第四十四条の二 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第二項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第三項	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
第四十四条の三 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る处分に関する審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の五第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
第四十四条の四 不服審査会は、会長が招集する。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
合議体を構成する委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
第四十四条の五 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもつて構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて不服審査会の議決とする。	不	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費

第四十四条の六 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

第四十四条の七 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

第七章 雜則

第四十四条の八

法第五十七条の三の四第一項の指定は、同項各号に掲げる事務（以下「市町村等事務」という。）を行う事務所ごとに行う。

法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行なう事務所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第五十七条の三の四第一項の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。
- 二 申請者が、障害児通所支援又は障害児相談支援を提供しているとき。
- 三 申請者が、法及び第二十五条の七第一項各号又は第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者が、第四十四条の十二第一項の規定による指定の取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該处分をする日又は处分をしないことを決定する日までの間に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援若しくは障害児相談支援又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員等（法第二十二条の五の十五第三項第六号に規定する役員等をいう。）及び二並びに第四十四条の十二第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 第二号又は前号に該当する者

ハ 第四十四条の十二第一項の規定により指定を取り消された法人において、その取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ 第五号に規定する期間内に第四十四条の十第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした法人（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

第三章 第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人（以下「指定事務受託法人」という。）は、内閣府令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。

第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十四条の十一 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項の内閣府令で定める要件に該当しなかつたとき。

二 指定事務受託法人が、第四十四条の九に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができなくなつたとき。

三 指定事務受託法人が、第四十四条の八第二項第二号、第三号又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 指定事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定事務受託法人が、不正の手段により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定事務受託法人が、法及び第二十五条の十二第一項各号若しくは第二項各号（第三号を除く。）に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

七 指定事務受託法人が、市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第八章 第五十七条の三の四第一項の規定による届出（同項の内閣府令で定める事項の変更に係るもの）があつたとき。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出（同項の内閣府令で定める事項の変更に係るもの）があつたとき。

三 前条第一項の規定により法第五十七条の三の四第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 法第五十七条の三の四第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出（同項の内閣府令で定める事項の変更に係るもの）があつたとき。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則

第四十八条 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。ただし、法第六十三条ただし書に掲げる規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

第四十九条 第二十八条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項に規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探る場合に準用する。法第六十三条の三に規定する措置を解除する場合においても、同様とする。

第五十条の二 障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に申請された同法附則第二十六条の規定による改正前の法第二十一条の六第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第五十条の三 障害者自立支援法附則第三十一条の規定により法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十二条に規定する知的障害児施設、法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一 法第二十四条の九第二項第四号及び第五号（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）並びに法第二十四条の十七第一号（法第二十四条の九第二項第四号又は第五号に係る場合に限る。）平成十八年十月一日前にした行為により同項第四号又は第五号に規定する刑に処せられた者

二 法第二十四条の十七第九号 平成十八年十月一日前にこの号に掲げる規定に規定する違反をした者

第五十一条

法第七十二条第五項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法第七十二条第一項から第四項までの規定による国の貸付金（以下「国の一貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

国の一貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の一貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二十四条第七項	第三項	第三項	第三項
第三十二条第三項	第二十四条第三項	第二十四条第三項	第二十四条第三項
第四十六条の二第二項	第二十四条第三項	第二十四条第三項	第二十四条第三項
附 則（昭和二四年六月一五日政令第二〇五号）	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、第九条の二の規定は、児童福祉法第三十四条の二の規定が施行される日から施行する。

2 第十三条第一項第三号の規定は、昭和二十五年十二月三十一日まで、その効力を有する。

附 則（昭和二五年五月三〇日政令第一七〇号）

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和二九年四月二二日政令第八二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 道府県立少年教護院職員令（昭和九年勅令第二百八十二号）は、廃止する。

附 則（昭和二八年九月一七日政令第二八三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長その他の機関への引継に際し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和三十一年政令第二百五十三号）附則第三項から第十項までに定めるところによる。

（昭和三二年六月三日政令第一二八号）抄

（施行期日）

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月二十五日から適用する。

附 則 (昭和三四年三月三一日政令第七二号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月一八日政令第一〇三号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三六年六月一九日政令第二〇四号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一日政令第二二四号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月二八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一日政令第二二四号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月一五日政令第一七四号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月二六日政令第三七一号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年八月一日政令第二一五号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月一五日政令第二七号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令の施行前に第十三条第一項第一号の施設を卒業した男子は、この政令の施行の日に、改正後の第二十二条において準用する同号に該当する者となつたものとみなす。

附 則 (昭和五三年五月一三日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令の施行前に第十三条第一項第一号の規定 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会

一 改正後の児童福祉法施行令第一条及び第二条第一項の規定

附 則 (昭和五九年三月一七日政令第三五号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十九年十月一日) から施行する。

附 則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十九年四月一日) から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定 (児童福祉法施行令第十八条の二の改正規定を除く)、第二条、第三条、第八条及び第九条の規定並びに第十条の規定 (地方自治法施行令第百七十四条の二十六第一項及び第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定並びに第百七十四条の二十七第二項、第百七十四条の三十一第二項及び第百七十四条の四十二第二号の改正規定に限る)は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第五号に定める日 (昭和六十一年一月十二日) から施行する。

附 則 (昭和六一年九月五日政令第一九一号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月一三日政令第四号) 抄

(施行期日)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この政令は、昭和六十一年度以前の年度の児童福祉法 (昭和二十一年法律第一百六十四号) 第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担、身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第三十七条の二の規定による国の負担、精神薄弱者福祉法 (昭和三十一年法律第三十七号) 第二十六条第一項の規定による国の負担、老人福祉法 (昭和三十八年法律第二百三十三号) 第四十二条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県又は国の負担及び母子保健法 (昭和四十年法律第一百四十一号) 第二十二条第一項の規定による国の負担については、なお從前の例による。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年一月七日政令第三四七号）

この政令は、平成三年一月一日から施行する。ただし、第一条中老人福祉法施行令第四条及び第五条第四項の改正規定並びに同令第六条を同令第七条とし、同令第五条の次に一条を加える改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行令第十条の改正規定（「第十八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改める部分を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定、第三条中精神薄弱者福祉法施行令第二条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定、第四条中児童福祉法施行令第十四条、第十五条及び第十七条の改正規定並びに同令第五章中第十八条の二を第十八条の三とし、同令第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、第七条中地方自治法施行令第百七十四条の二十六第五項の改正規定（並びに第五十五条）を「第五十五条並びに第五十五条の二に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（第五十一一条第一号）を「第五十一一条第一号の二」に改める部分を除く。）及び同令第五十五条を「第五十五条並びに第五十五条の二各号記以外の部分」を「同法第三十七条の二第一項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。）及び同令第一百七十四条の二十八第五項の改正規定（第三十七条の二各号記以外の部分）を「同法第三十七条の二第一項」に改める部分及び「同条第五号」を「同項第五号」に改める部分に限る。）及び同令第一百七十四条の三十一の二第二項の改正規定（第二十四条第

附 則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成六年一一月二二日政令第三九八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第一項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

附 則（平成九年三月二八日政令第八四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二八日政令第二四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二八日政令第二四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行令第九条第三号及び第十三条の改正規定並びに同令第二十二条を削る改正規定、第二条中厚生省組織令第八

十条第四号の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令（以下この条において「旧令」という。）第十三条第一項（旧令第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する保母として児童の保育に従事している者は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この条において「新令」という。）第十三条第一項に規定する保育士として児童の保育に従事している者とみなす。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第十三条第一項第一号又は第二号（これらの規定を旧令第二十二条において準用する場合を含む。）に該当する者（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第二十七号）附則第二項の規定により旧令第十三条第一項第一号に該当する者となつたものとみなされた者を含む。）は、新令第十三条第一項第一号又は第二号に該当する者とみなす。

3 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧令第十三条第一項第一号の厚生大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設とみなす。

附 則（平成一〇年一月二六日政令第三七二号）

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前に第四条の規定による改正前の児童福祉法施行令第十五条第一項の規定によりされた建物の建築、買収又は改造（以下この条において「建物の建築等」という。）についての承認は、第四条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条第一項の規定によりされた建物の建築等の同意とみなす。

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一二月八日政令第三九三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前に第四条の規定による改正前の児童福祉法施行令第十五条第一項の規定によりされた建物の建築等の同意とみなす。

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一七日政令第五二一号)
 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一六年三月三一日政令第一二一号) 抄

第一条 この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年二月一七日政令第四〇二号)
 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則 (平成一六年二月二日政令第四一二号)
 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月一八日政令第五三号)
 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一四三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
第二条 (児童福祉法施行令及び婦人相談所に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定並びに第六条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年一月一四日政令第三五〇号)
 (施行期日)

第一条 この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

第二条 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行つてゐる許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の三及び第三条の規定による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行令第二条の規定により、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二の規定により定められた児童相談所設置市の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の市長等に対して行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第一〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年八月九日政令第二六一号)
 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三一九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二二日政令第三六一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二日政令第三九号)

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日政令第一五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日政令第一九一号)

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一二日政令第三六三号) 抄
(施行期日)

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年十二月二十六日) から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一三日政令第三六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第九一号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二六日政令第一六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二一日政令第二四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一〇月二八日政令第二五四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二二日政令第二四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二八日政令第二五四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二二日政令第二四九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二八日政令第二五四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日政令第一〇六号)
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法施行第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理及び同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、同日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年三月三一日政令第九二号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月一日政令第九五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月一四日政令第二八九号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年九月二二日政令第二九六号)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年九月三〇日政令第三〇八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年十一〇月二一日政令第三三三号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月三日政令第二六六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二二日政令第三九六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月二〇日政令第二四四号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五五号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一二日政令第一一二号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一九号) 抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二七号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則 (平成二五年一一月二七日政令第三二九号) 抄

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一二七号) 抄

3 定によりされている指定の申請又は旧児童福祉法施行令第五条第七項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりされている指定の取消しの申請で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）において行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下「新児童福祉法施行令」という。）第五条第二項又は第七項の規定の適用については、これらの規定によりされた指定の申請又は指定の取消しの申請とみなす。

施行日前に旧児童福祉法施行令第五条第三項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第百七十四条の二第二項の規定

4 施行日前に旧児童福祉法施行令第五条第四項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第七百七十四条の二十六第七項若しくは第七百七十四条の四十九の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりされた承認又はこの政令の施行の際に旧児童福祉法施行令第五条第三項の規定によりされている承認の申請で、施行日においてこの承認又は承認の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における新児童福祉法施行令第五条第三項の規定の適用については、同項の規定によりされた承認又は承認の申請とみなす。

により読み替えて適用する場合を含む。」の規定により厚生労働大臣に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないもの又は旧児童福祉法施行令第五条第五項（旧児童福祉法施行令第四十五条の三第八項又は旧地方自治法施行令第八百七十四条の二十六第七項若しくは第八百七十四条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣に対し報告をしなければならない事項で、施行日前にその報告がされていないものについては、新児童福祉法施行令第五条第四項又は第五項の規定により都道府県知事に対して届出又は報告をしなければならない事項についてその届出又は報告がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

附則（平成二八年三月四日政令第五六号）
この政令は、公認心理師法附則第一条ただし書に規定する事項を定めることを目的とする。

1 (施行期日) この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法

第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該附則（平成二八年六月三日政令第二三四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年八月一八日政令第二八四号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。
（児童福祉司の配置標準に係る基準に関する附則）
（児童福祉司の配置標準に係る基準に関する附則）

2 (引直名本の西置板に依る基準に付する) 平成二十九年三月三十一日までの期間に限る。)における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第三条第一項の規定の適用については、同項第一号に「四丁」、「五丁」、「六丁」、「七丁」及び「八丁」を改め、「四丁」、「五丁」、「六丁」、「七丁」、「八丁」及び「九丁」に改めることとする。

第一号中「四万」とあるのは「六万」とし、平成二年三月二九日政令第六三号

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則
(平成二十九年九月二日政令第二四六号)
この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法
に付するものとする。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九〇号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定（児童福利法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第六号の改正規定に限る。）及び附則第十二条の規定（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第六号の改正規定に限る。）は公布の日から、次条の規定は法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年一月二十日政令第三一三号）
この政令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成三〇年二月二八日政令第四一號) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成三十一年三月二二日政令第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則(平成三〇年六月一五日政令第一八六号)

旅行記

(平成三十一年五月政令第一八六号)

この政令は平成三十一年四月一日から施行する（許可、認可、措置等の効力）

（詔 口 誓 口 指置等の效力）

2 この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行つている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（以下「児童相談所設置市」という。）の市長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の市長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為とみなす。

第一条 二の政令は、平成三十年八月一日から施行する。

第一条

第四条 児童福祉法施行令第二十五条の五第一項の規定（同令第二十七条の四における利用者負担世帯合算額の算定に適用する場合を含む。）は、施行日以後に支給決定障害者等（同令第二十四条第六号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条において同じ。）が受けた同令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給について適用し、施行日前に支給決定障害者等が受けた第三条の規定による改正前の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等による同法の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

(施行期日)

施行期

二の政令は、平成三十年九月一日から施行する。

1

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

第一条

(聖賢書置) 重刊本

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この項において「新児童福祉法施行令」といふ。）第三条第二項（新児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二条の規定による改正後の地方自治法施行令（次項において「新地方自治法施行令」といふ。）第一百七十四条の二十六第七項

の規定に

の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。) の規定による基準を標準として定める数の児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の旨を都市又は児童福祉施設置市は、新児童福祉法施行令第三条第一項の規定にかかるつらず、第一条の規定による改正前の児童福

祉法施行

施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事がした処分その他の行為でこの政令の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により都道府県知事に対ししてされた申請その他の行為で、施行日以後において新地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二の規定により読み替えて適用する児童福祉法（以下「読み替え後の児童福祉法」という。）の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読み替え後の児童福祉法の規定により中核市の長がした処分その他の行為又は中核市の長に對してされた申請その他の行為とみなす。

法の規定

法の規定により中核市の長に対してするべきこととなるものについては、施行日以後においては、読替え後の児童福祉法の規定により中核市の長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についての手続がされて、よ、もう二メナ。

4 事項で
施行日

第一号（読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく中核市の条例、読替え後の児童福祉法第二十一条の三の四第一項第一号の規定による

十一條の五の十七第一項各号の規定に基づく中核市の条例又は読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定に基づく中核市の条例が制定施行されるまでの間は、当該中核市の属する都道府県が児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づき条例で定める基準、同法第二十一条の五の十五第三項第一号（同法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき条例で定める基準、同法第二十一条の五の十七第一項各号の規定に基づき条例で定める基準又は同法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該中核市が読替え後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づき条例で定める基準、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十五第三項第一号の規定に基づき条例で定める基準、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

酒井家文
第三卷 壱春之後の見直し止去第二十一条の五の四第一頁第二二号、壹春之後の見直し止去第二十二条の五の十五第三頁第一号、壹春之後の見直し止去第二十二条の五の十二第一頁第二二号又は壹春之後

の児童福祉法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年六月五日政令第二〇号）抄
（施行期日）
二二の文は、令和元年三月一日、二五〇。

（経過措置） 令和元年十月一日から施行する

この政令による改正後の児童福祉法施行令第一

この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の六、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、同法第二十二条の五の四第一項第一号に規定する基準該当通所支援及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援（以下「指定通所支援等」という。）について適用し、施行日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

（左より其ノ右）「文令は、戊午皮見人、寺の雇ひの刑民ニ系る昔置の箇王ヒ等を囚る。」（左の御子）「此の間系去事の整備に關する去事（第二号）」（右の御子）「て「整備去」と云ふ。」（左の御子）「日いつ便予する。」（右の御子）「次ノ各

規定期間の政令附則の施行に伴う経過措置に関する法律（第二号において「整備法」といふ。）の施行の日から施行するがたる各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第十条及び第十二条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

附則（令和元年八月二七日政令第七七号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(許可、認可、措置等の効力)

この政令の施行の際に効力を有する都道府県知事又は都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行つてある許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三及び児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行つた許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に對して行つた許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

(施行期日) 附則(令和元年八月三十日政令第八三号)

（この政令は、令和二年七月
（許可、認可、措置等の効力）

この政令の施行の際現に効力

又は現に都道府県知事等に對

等に関する法律施行令（平成

第三回　通徳院行香會

(施行期日) 附 則 〔令和二年一月一九日政令第三一号〕

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

² 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等については、なお従前の例による。

附 則（令和五年七月五日政令第二二三五号）抄

（施行期日）この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

第一条この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

附 則（令和五年七月五日政令第二二三六号）抄

（施行期日）この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

第一条（令和六年一月一九日政令第一二二号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年二月二六日政令第四一号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一六一号）抄

（施行期日）この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第一条この政令は、令和六年四月一日から施行する。